

# 令和7年度 第10回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和8年1月23日（金） 午後3時57分から午後5時04分

2 場 所：かのやグランドホテル

## 3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	出	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	欠	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	欠	有村 隆	出	森園 浩美		
欠	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
欠	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

## 推進委員

欠	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	欠	中牧 龍次	出	細川 健一	欠	岩下 広美
欠	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
欠	小原 修一	出	有馬 研一	欠	新地 誠		
出	下久保 雄太	欠	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	出	高田 裕幸	出	永山 智哉		

## 4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主 査 末次 孝

5 事務局職員	局 長	宮地 智治
	課 長	前村 豊（串良総合支所産業建設課）
	次長兼農地係長	松元 敏幸
	主幹兼振興係長	尾崎 直人
	主 幹	前迫 篤弘
	主 査	角野 勝行
	主 事	清水 雄世
	主 査	田中 祥平（吾平総合支所産業建設課）

## 6 総会日程〔議事〕

- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地利用(形質)変更届について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 大園 和幸 委員 ・ 田原 勇 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和7年度 第10回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和8年1月23日（金） 開会 午後3時57分 閉会 午後5時04分  
かのやグランドホテル

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和7年度第10回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、徳田委員、四元委員、有村委員、田中委員の4名です。出席委員数は、17名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、小原委員、中枚委員、新地委員、岩下委員、鶴田委員、中尾委員、上別府委員です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号18番の大園委員と2番の田原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の清水主事を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第70号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第70号につきましては、1頁から53頁です。

今回の促進計画（案）は、始期が令和8年3月31日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が12万7千270㎡で、畑が21万416.82㎡で、計33万7千686.82㎡となっています。農地の貸出し者は98人、農地の耕作者となる配分予定者は64人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。詳細につきましては2頁からご覧ください。

まず2頁、1番から3頁の3番は、設定期間が3年です。1番は、賃借権で新規設定。2番は、賃借権で再設定。

次に3頁、3番は、賃借権で再設定4番から18頁の31番は設定期間5年です。4番は、賃借権で新規設定。

次に4頁、5番、6番は、賃借権で新規設定。

次に5頁、7番、8番は、賃借権で再設定。

次に6頁、9番、10番は、賃借権で再設定。

次に7頁、11番、12番は、賃借権で再設定。

次に8頁、13番、14番は、賃借権で再設定。

次に9頁、15番は、賃借権で新規設定。16番は、使用賃借権で新規設定。

次に10頁、17番は、賃借権で再設定。

次に11頁、18番、19番は、賃借権で再設定。

次に12頁、20番は、賃借権で再設定。21番は、賃借権で新規設定。

次に13頁、22番は、使用賃借権で再設定。23番は、賃借権で再設定。

次に14頁、24番は、使用賃借権で再設定。25番は、賃借権で再設定。

次に15頁、26番は、賃借権で再設定。27番は、使用賃借権で新規設定。

次に16頁、28番、29番は、使用賃借権で新規設定。

次に17頁、30番は、賃借権で再設定。

次に18頁、31番は、賃借権で新規設定。32番は設定期間が6年です。32番は、賃借権で再設定。

次に19頁、33番、34番は設定期間が7年です。33番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。34番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に20頁、35番から53頁の96番は設定期間が10年です。35番は、賃借権で新規設定。

次に21頁、36番、37番は、賃借権で新規設定。

次に22頁、38番、39番は、賃借権で再設定。

次に23頁、40番は、使用賃借権で再設定。41番は、賃借権で再設定。

次に24頁、42番は、賃借権で再設定。43番は、使用賃借権で再設定。

次に25頁、44番は、賃借権で再設定。45番は、賃借権で新規設定

次に26頁、46番、47番は、賃借権で新規設定。

次に27頁、48番、49番は、使用賃借権で再設定。

次に28頁、50番、51番は、賃借権で再設定。

次に29頁、52番、53番は、賃借権で再設定。

次に30頁、54番は、賃借権で新規設定。55番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に31頁、56番、57番は、賃借権で新規設定。

次に32頁、58番は、賃借権で新規設定。

次に 33 頁、59 番、60 番は、賃借権で新規設定。

次に 34 頁、61 番、62 番は、賃借権で再設定。

次に 35 頁、63 番は、賃借権で再設定。64 番は、使用貸借権で再設定。

次に 36 頁、65 番は、使用貸借権で再設定。

次に 37 頁、66 番は、賃借権で再設定。67 番は、賃借権で新規設定。

次に 38 頁、68 番、69 番は、賃借権で再設定。

次に 39 頁、70 番は、賃借権で再設定。

次に 40 頁、71 番は、賃借権で新規設定。72 番は、使用貸借権で再設定。

次に 41 頁、73 番、74 番は、賃借権で新規設定。

次に 42 頁、75 番、76 番は、賃借権で新規設定。

次に 43 頁、77 番は、賃借権で再設定。78 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 44 頁、79 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。80 番は、賃借権で新規設定。

次に 45 頁、81 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。82 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 46 頁、83 番は、賃借権で再設定。84 番は、賃借権で新規設定。

次に 47 頁、85 番は、賃借権で新規設定。

次に 48 頁、86 番、87 番は、賃借権で再設定。

次に 49 頁、88 番は、賃借権で再設定。89 番は、賃借権で新規設定。

次に 50 頁、90 番、91 番は、賃借権で再設定。

次に 51 頁、92 番、93 番は、賃借権で再設定。

次に 52 頁、94 番は、賃借権で再設定。

次に 53 頁、95 番、96 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、1 頁から 53 頁までの 96 件の中間管理権設定ですが、19 頁の 7 年もの 33 番、34 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長にお願いします。

（福元会長：退席）

（上野副会長：議長席に着席）

上 野 　　それでは、事務局の説明をお願いします。

尾 崎 　　19 頁の 33 番及び 34 番は、借人の福元会長が関連する法人が賃借権の再設定を行うもの

で、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上 野 福元会長に係る 7 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務は終了いたしました。ここで、会長と交代いたします。

(福元会長：着席)

(上野副会長：自席へ移動)

議 長 次に、30 頁の 10 年もの 55 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますが、有村委員は本日欠席のため、このまま審議します。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 30 頁の 55 番は、借人の有村委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 有村委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、43 頁の 10 年もの 78 番、44 頁の 79 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します。

(倉田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 43 頁の 78 番及び 44 頁の 79 番は、借人の倉田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 倉田委員に係る 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、45 頁の 10 年もの 81 番、82 番が、農業委員会の取り決め制限にあたりますので、高田委員に退席をいただき審議します。

(高田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 45 頁の 81 番及び 82 番は、借人の高田委員が賃借権及び使用貸借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 89 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、54 頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 54 頁から 55 頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。

54 頁の 1 番から 3 番は、所有者から鹿児島県地域振興公社へ売り渡すもので、1 番は、串良町有里の畑が 2 筆で 3 千 599 m<sup>2</sup>です。2 番は、串良町有里の田が 1 筆で 1 千 236 m<sup>2</sup>です。3 番は、吾平町下名の田が 1 筆で 585 m<sup>2</sup>です。つづきまして、55 頁の 1 番及び 2 番は、鹿児島県地域振興公社から受け手に売り渡すもので、1 番は、串良町有里の畑が 1 筆で 1 千 178 m<sup>2</sup>です。2 番は、串良町有里の畑が 1 筆で 1 千 184 m<sup>2</sup>です。記載の 5 件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議 長 ただいまの事務局からの説明について、何かご意見がございませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、56 頁、議案第 71 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 71 号につきましては、56 頁から 62 頁です。

今回は、所有権移転が 21 件、賃貸借権が 1 件の合計 22 件です。

初めに、56 頁です。

1 番は、畑が 1 筆で 1 千 398 m<sup>2</sup>の売買です。

2 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

3 番は、田が 1 筆で 507 m<sup>2</sup>の売買です。

4番は、畑が1筆で2千123㎡の売買です。

5番は、田が9筆、畑が5筆で3万540㎡の売買です。

次に、57頁です。

6番は、畑が2筆で6千836㎡の売買です。

7番は、田が2筆で2千232㎡の売買です。

次に、58頁です。

8番は、田が2筆で3千325㎡の売買です。

9番は、畑が1筆で3千210㎡の売買です。

10番は、畑が1筆で5千110㎡の贈与です。

11番は、畑が2筆で1千165㎡の売買です。

12番は、畑が2筆で1千680㎡の贈与です。

次に、59頁です。

13番は、田が5筆、畑が5筆で1万4千205㎡の売買です。

14番は、畑が1筆で964㎡の贈与です。

15番は、畑が1筆で1千943㎡の売買です。

次に、60頁です。

次の16番から62頁の22番まではすべて記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、56頁から62頁までの22件の許可申請ですが、56頁の2番が、農業委員会の取り決め制限にあたりますので、門倉委員に退席をいただき審議します。

(門倉委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾崎 56頁の2番は、受人の門倉委員が、田1筆で858㎡の贈与を受けるもので、農地法第3条第2項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 門倉委員に係る所有権移転1件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(門倉委員：着席)

門倉委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、60頁の16番から62頁の22番までは調査がなされていますが、60頁の18番が、鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、新原委員に退席をいただき審議します。

(新原委員：退席)

それでは、調査をされた堀之内委員より調査報告をお願いします。

堀之内 議席番号 15 番の堀之内です。

去る 1 月 15 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

60 頁の 18 番です。申請者は新原委員のご子息で、田 2 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具は確認できました。取得する農地では、米を作付けするとのことでした。農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 新原委員に係る所有権移転 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(新原委員：着席)

新原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

引続き、60 頁の 16 番を下久保委員に、17 番、19 番を堀之内委員に、62 頁の 20 番から 22 番を垣内委員に、報告をお願いします。

下久保 推進委員の下久保です。

去る 1 月 14 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

16 番です。申請者は市外の居住者で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については借りることを確認できました。取得する農地では、みかん、柿、いちじく等を作付けするとのことでした。農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

堀之内 議席番号 15 番の堀之内です。

去る 1 月 15 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

17 番です。申請者は市内の居住者で、畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具は確認できました。取得する農地では、甘藷、白菜、大根を作付けするとのことでした。

19 番です。申請者は市外の法人で、畑 3 筆の使用貸借権 20 年、畑 14 筆の賃借権 1 年を

設定するもので、農作業に必要な農機具は確認できました。取得する農地では、人参・甘藷・ごぼう等を作付けするとのことでした。以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

垣内 推進委員の垣内です。

去る1月15日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

61頁の20番です。申請者は市内の居住者で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具は確認できました。取得する農地では、季節野菜を作付けするとのことでした。

62頁の21番です。申請者は市内の居住者で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具は確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

22番です。申請者は市内の居住者で、畑2筆を購入するもので、農作業に必要な農機具は確認できました。取得する農地では、大根、人参、白菜等を作付けするとのことでした。以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました17件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、63頁、議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第72号につきましては、63頁から65頁です。

今回は、11件です。

初めに、63頁です。

1番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、宅地分譲地を整備するもので、農地区分は3の5です。

3番は、系統用蓄電池用地を整備するもので、農地区分は3の5です。

次に、64頁です

4番は、建築条件付売買予定地を整備するもので、農地区分は1の3です。

なお、令和7年度第2回総会で審議済です。

次の5番から、65頁の11番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、調査がなされていますので、64頁の5番から7番を倉田委員に、65頁の8

番から 11 番を折尾委員に報告をお願いします。

倉 田 議席番号 12 番の倉田です。去る 1 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

64 頁の 5 番ですが、申請地は「笠之原小学校」の、南西に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は、市外の宅建業者で、申請地に「建築条件付売買予定地」を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、6 番ですが、申請地は「笠之原小学校」の、北西に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は、市外の宅建業者で、申請地に「建築条件付売買予定地」を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、7 番ですが、申請地は「鹿屋旭原郵便局」の北北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施工されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市外の宅建業者で、申請地に「建築条件付売買予定地及び進入用道路」を建設する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第 1 種農地の不許可の例外である、「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、5 番から 7 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

折 尾 推進委員の折尾です。去る 1 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

65 頁の 8 番ですが、申請地は「花岡地区公民館」の西に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の居住者で、申請地に、「一般住宅」を建設する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、9 番ですが、申請地は「小中一貫校花岡学園」の東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内で土地の造成事業を営む法人で、申請地に、「資材置場」を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、10番ですが、申請地は「鹿屋上野郵便局」の南南東に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は、市外の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、11番ですが、申請地は「鹿屋旭原郵便局」の西に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は、市内の居住者で、申請地に「アパート」を建設する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、8番から11番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました11件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、66頁、議案第73号、「鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 　議案第73号につきましては、66頁から73頁です。

66頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は7件です。対象面積は、一般住宅が1件1筆の500㎡、農業用が1件1筆の3千647㎡、その他が、5件5筆の7千565㎡です。

次の67頁から73頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、66頁の1番から4番を本田委員に、5番から7番までを下久保委員に報告をお願いします。

本田 　議席番号13番の本田です。

去る1月14日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

1番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は67頁です。申請人は市外の方で、申請地は「鹿屋工業高校」の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地に一般住宅を建設する計画であるが、「第一種農地」の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあ

ると判断しました。

次に2番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は68頁です。申請人は市外の法人で、申請地は「東地区学習センター」の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地にアパートを建設する計画であるが、「第一種農地」の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は69頁です。申請人は市内の法人で、申請地は「下祓川ふれあい公園」の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。

申請地に特定建築条件付売買予定地を整備する計画であるが、「第一種農地」の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は70頁です。申請人は市内の法人で、申請地は「鹿屋旭原郵便局」の西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。

申請地に特定建築条件付売買予定地を整備する計画であるが、「第一種農地」の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

下久保 推進委員の下久保です。

去る1月14日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

5番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は71頁です。申請人は市内の法人で、申請地は「旭原郵便局」の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地に特定建築条件付売買予定地を整備する計画であるが、「第一種農地」の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は72頁です。申請人は市外の法人で、申請地は「鹿屋市立細山田中学校」の北西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地に資材置場を拡張整備する計画であるが、「第一種農地」の許可基準である「既存施設の拡張」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に7番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は73頁です。申請人は市内の法人で、申請地は「鹿屋市申良温泉センター」の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地に牛ふん発酵施設及びロール置場を整備する計画であるが、「第一種農地」の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更について支障はないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、報告がありました7件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、74頁、議案74号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 　　議案第74号につきましては、74頁から75頁です。

今回は6件です。1番から6番は、記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、74頁の1番と2番を高田委員、3番を折尾委員に、4番から75頁の6番までを堀之内委員に報告をお願いします。

高田 　　推進委員の高田です。

去る1月14日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、74頁の1番です。申請地は、「鹿屋市立鶴峰小学校」の南東に位置し、昭和20年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番です。申請地は、「下祓川簡易郵便局」の西に位置し、平成13年5月1日から施設の駐車場として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

折尾 　　推進委員の折尾です。

去る1月15日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

3番です。申請地は、「国立大隅少年自然の家」の西に位置し、昭和頃から山林化して

いるとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

堀之内 議席番号 15 番の堀之内です。

去る 1 月 15 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

4 番です。申請地は、「鹿屋市立細山田小学校」の北に位置し平成 17 年 10 月 1 日頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

75 頁の 5 番です。申請地は、「鹿屋市立上小原中学校」の東南東に位置し平成 13 年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

6 番です。申請地は、「鹿屋市立上小原中学校」の南東に位置し昭和 60 年頃から宅地として利用しているとのことでした。

周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明・報告がありました 6 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、76 頁、議案第 75 号「農地利用（形質）変更届について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 75 号につきましては、76 頁です。

今回は 1 件です。1 番については、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、倉田委員に報告をお願いします。

倉 田 議席番号 12 番の倉田です。

去る 1 月 19 日に、事務局と農地利用形質変更届に伴うともなう現地調査を行いましたので、報告します。

76 頁です。申請者は市内の居住者で、申請地は下小原池公園の南東にある水田ですが、

効率的に農地を利用したいため、筆ごとの畔を取り除き7筆を3筆にしたいとのことでした。削土によって隣接農地や道路への土砂流出等の恐れもなく、排水にも十分、留意することと、周辺農地の地権者の同意もあることから、調査員としましては、形質変更については支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま説明、報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、本件は受理と決定します。

次に、77頁、議案第76号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾崎 　議案第76号につきましては、77頁から79頁です。

今回新たに、譲渡希望が77頁の1番から78頁の11番の11件ですのでお目通し願います。なお、2番、6番、11番は賃貸借も可、7番は無償も可です。また、今回新たに賃貸借希望が、79頁の1番及び5番ですのでお目通しをお願いします。以上です。

議長 　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

77頁、土地の所有者からの譲渡希望の1番をわたくし福元と入佐委員に、2番を中塩屋委員と垣内委員に、3番を藏ヶ崎委員と中牧委員に4番の串良町細山田を田中委員と下久保委員に、串良町下小原を村山委員と上別府委員に、5番を川崎委員と小原委員に、6番と、78頁の7番を田原委員と門倉委員に、8番を四元委員と細川委員に、9番を村山委員と上別府委員に、10番を森園委員と新地委員に11番を徳田委員と折尾委員に、願います。次に、79頁、賃貸借希望の1番の下高隈町を徳田委員と折尾委員に、串良町細山田と、2番を田中委員と下久保委員に、3番を堀之内委員と矢野委員、そして、わたくし福元と入佐委員に、4番をわたくし福元と入佐委員に、5番を大園委員と永山委員に、願います。

次に、80頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾崎 　資料80頁をご覧ください。合意解約につきましては、80頁から91頁です。今回は23件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 　ただいまの報告のとおり、80頁から、91頁まで23件の合意解約です。報告しておきます。

次に92頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」報告いたします。

複数の水田の畔を取り除き、1筆とし、併せて農地の高低差を解消することで、作業効率の向上を図ることを目的としており、形質変更届が提出されました。

工期が総会前に着手となっていたことから、1月13日に、川崎委員により現地調査を行っていただき、専決処分したので報告します。

以上で、第10回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ事務局からありませんか。

尾 崎 私から1点報告をさせていただきます。

次回2月の総会が終わりましたら、同じ会場で、農地利用最適化の推進と、農業委員会の活動の重点についてをテーマに研修をいたします。お忙しい中ですが、よろしくお願いいたします。以上です。

局 長 私の報告の前に、堀之内委員が先日、九州地区女性委員の研修に行かれておりますので、堀之内委員より、報告をお願いいたします。

堀之内 大変貴重な時間をお借りしまして、少しだけ報告をさせていただきたいと思います。

令和7年度九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が、昨年11月18日から19日にかけて、長崎市内のホテルニュー長崎で開催されました。鹿屋から4名の委員が出席をさせていただきました。福元会長様、宮地局長様のご配慮のもと、互助会より、税金もいただきまして、参加ができませんでしたことに、皆様方に心から感謝申し上げます。私の方で代表いたしまして、研修会の内容につきまして、かいつまんでご報告をさせていただきたいと思います。九州沖縄各県より、女性委員382名の参加のもとに盛大に開催されました。ちなみに、鹿児島県からは、昨年は40名程度でございましたけれども、今年度は60数名の委員の参加がありまして、毎年参加人数が増えておりまして、元気のある大会となっております。主催者の挨拶の後に、長崎県知事様、九州農政局長様の退院していただいた後に、各県がそれぞれ、入り混じってグループワークを1時間、そのあと、講演があったわけですが、この講演は、体操も、オリンピック選手の内村康平さんのお母さんで、指導者でいらっしゃいますが、この方のすごく熱意のある公演をお聞きしました。タイトルは、「現在が夢を追い続けて、諦めないというふうに、いつも元気だその秘訣」ということで、まだ中学生みたいな感じで、すごく小柄な方でしたけれども、とても熱意がある、元気のある話をいただきまして、やっぱり私たちも、この人活動も通じるものがあるなという思いで、とても興味を持ってお聞きしました。そのあと、情報交換会がありまして、各テーマの皆様方といろいろ情報交換をしながら、1日目終了いたしました。

次の2日目でございますが、午前中でしたけれども、情勢報告、まず一般社団法人全国

農業会議所より、食料農業農村基本計画と農業構造転換集中対策期間における農業委員会に求められている役割ということで、お話をお聞きしました。2つ目が、独立行政法人農業者年金基金の理事長でいらっしゃいます黒田様より、農業者年金制度と加入推進の必要性についてということで、お話を伺ったところでございます。その後、約1時間研修ということで、これは講師が全国農業委員会女性協議会の会長でいらっしゃいます道下和子会長より、農業委員会女性登用の必要性と、女性組織の取り組みということで、お話をいただきました。とても熱意のあるお話だったと思っております。最後に、次期開催県であります大分県の会長さんより、来年度もたくさんの皆様に来ていただきたいとのご招待の挨拶で、2日間の研修が終了いたしました。同じ九州で農業で頑張り、また、農業委員として推進委員として頑張っている志を同じにする皆様との交流、さらに頑張ろうという元気いただきました。参加を後押しいただき、ご支援を賜りました委員の皆様にご心から感謝を申し上げ、さらに私たちが委員としての活動を頑張っていきたいと思っております。今後ともご指導をよろしくお願いいたします。以上でございます。

局長 女性員の皆様研修お疲れ様でした。最近、女性参画、それからジェンダーフリーなどいろいろと地域は、話をされておりますので、ますますこのような研修に参加していただけるよう、我々としても予算含めて準備をしていくように努力していきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、最後に2月の調査委員を申し上げます。2月10日、火曜日、4条・5条の調査が、森園委員、中牧委員です。2月10日、火曜日、農振調査が田村委員、持増委員です。2月12日、木曜日、4条・5条の調査が、大園委員、有馬委員です。2月12日、木曜日、3条調査が、西ノ原委員、上別府委員です。2月の総会は、2月20日金曜日の9時から、鹿屋市役所7階大会議室で行います。以上です。

議長 推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

ないようですので、これを持ちまして令和7年度第9回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)